

総務第 号
令和3年(2021年)4月9日

各部代表課長
各(総合)振興局副局長
企業局総務課長
道立病院局病院経営課長
議会事務局総務課長
監査委員事務局総括監査課長
人事委員会事務局総務審査課長
労働委員会事務局総務審査課長
様

総務部総務課長
総務部人事局人事課給与服務担当課長

他都府県への出張における留意事項について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大しており、令和3年4月9日に開催された「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「まん延防止等重点措置」の対象地域に追加された東京都及び京都府、沖縄県との不要不急の往来を控えることについて決定されたところであります。

つきましては、「まん延防止等重点措置」の対象地域への出張については、次の事項に留意の上、慎重に対応するようお願いいたします。

記

1 職員の出張について

今後予定している「まん延防止等重点措置」の対象地域への出張については、出張先の感染状況等に十分留意するとともに、緊急度等も考慮したうえで、旅行者の人数、旅行日数、行程について、必要最小限の行動となるよう適切に対応すること。

特に、大阪府では「医療非常事態宣言」が発出され、医療体制が逼迫している状況にあることから、医療提供体制の負荷を増加させることがないように、大阪府をはじめとする関西圏への出張については、慎重に判断すること。

2 出張先での行動について

出張先の感染状況や呼びかけなどに留意し、出張先の自治体で行っている感染防止対策を踏まえ対応するなど、感染リスクを低減する行動をとること。

〔 総務課総務係
人事局人事課サービス係 〕